

児童福祉サービス



社会福祉法人 野栄福祉会
しおさいホーム
影山 真琴

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援	163,847	10,864
		医療型児童発達支援	1,666	87
		放課後等デイサービス	311,372	19,556
訪問系	障害児支援に係る給付	居宅訪問型児童発達支援	338	117
		保育所等訪問支援	15,613	1,534
入所系	障害児支援に係る給付	福祉型障害児入所施設	1,327	180
		医療型障害児入所施設	1,741	198
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援	232,366	9,823
		障害児相談支援	80,023	6,130
		地域移行支援	587	318
		地域定着支援	4,043	553

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みになっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）上、表中の「○」は「障害者」、「●」は「障害児」であり、利用可能なサービスにマークを付している。①利用者数及び施設・事業所数は、令和4年12月サービス提供分（国夜速データ）

年齢に応じて変動する多様な関係機関

乳幼児期



保健所(保健センター)、医療機関、福祉事務所(家庭児童相談室)、子育て支援センター、児童相談所、保育所、幼稚園、児童館、**児童発達支援事業、児童発達支援センター、保育所等訪問支援、障害児入所施設、相談支援事業所、等**

学齢期



小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、教育相談所、教育委員会、医療機関、福祉事務所、児童相談所、療育機関、**児童発達支援センター、放課後等デイサービス、放課後児童クラブ、保育所等訪問支援、障害児入所施設、相談支援事業所、等**

(学齢後期)



企業や障害福祉サービス等での実習や体験
地域障害者職業センター、**ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所 等**

※H26年度サービス管理責任者等指導者養成研修・分野別講義資料(児童)P105を一部改編

障害児相談支援

○ **対象者**(障害児通所支援を利用するすべての障害児の保護者が対象となった。)

- 障害児通所支援の申請・変更申請に係る障害児(の保護者)

○ サービス内容

【障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の申請に係る通所給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成
- 支給決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成

【継続障害児支援利用援助】

- 障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)
- サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

児童発達支援

○対象者

- 療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児
* 通所決定に際し、医学的診断名または障害者手帳を有することは必須条件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なう恐れのある児童を含む

○サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

○事業の担い手

- 児童発達支援
身近な地域における通所支援
発達障害・知的障害・難聴・肢体不自由、重症心身障害等のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援
- 児童発達支援センター
上記の機能に加え、地域支援を実施

医療型児童発達支援

○対象者

- 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行う。

居宅訪問型児童発達支援

○対象者

- 重症心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

○サービス内容

- 児童発達支援または放課後等デイサービスと同様の支援を居宅において提供
- 対象者は著しく外出が困難な障害児であり、体調が不安定であることが想定されるため、支給決定日数は週2日を目安とする
*ただし障害児通所支援の集団生活に移行していくための支援として集中的に支援を提供する場合はこの限りではない

放課後等デイサービス

○対象者

- 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う。
 - ①自立した日常生活を営むために必要な訓練
 - ②創作的活動、作業活動
 - ③地域交流の機会の提供
 - ④余暇の提供
- 学校との連携・協働による支援
学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性

保育所等訪問支援

○対象者

- 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児

○サービス内容

- 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童と集団生活への適応のための専門的な支援等を実施
 - ①障害児本人に対する支援（集団生活適応のための訓練等）
 - ②訪問先施設のスタッフに対する支援（支援方法等の指導等）
- 支援は2週に1回程度を目安 障害児の状況、時期によって頻度は変化
- 訪問支援員は障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士（障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は専門職）を想定

福祉型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童指導員及び保育士

- ・ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設 4:1以上
- ・ 主として盲児又はろうあ児を入所させる施設
乳児又は幼児 4:1以上
少年 5:1以上
- ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設 3.5:1以上
- ・ 児童指導員 1人以上
- ・ 保育士 1人以上

■ 児童発達支援管理責任者 1人以上

医療型障害児入所施設

○ サービス内容

- 障害児入所施設又は指定医療機関に入所等をする障害児に対して、保護、日常生活指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

○ 主な人員配置

■ 児童指導員及び保育士

- ・ 主として自閉症児を入所させる施設 6.7:1以上
- ・ 主として肢体不自由児を入所させる施設
乳児又は幼児 10:1以上
少年 20:1以上
- ・ 児童指導員 1人以上
- ・ 保育士 1人以上

■ 児童発達支援管理責任者 1人以上

2019年10月1日から

3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための
児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

就学前の障害児を支援するため、下記のサービスについては、
対象者の利用者負担を無料とします。

無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

対象となる子ども

無償化の対象となる期間は、
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。
(具体的な対象者の例)

時 期	対 象 者
2019年10月1日 ～2020年3月31日	誕生日が 2013年4月2日～2016年4月1日までの障害のある子ども
2020年4月1日 ～2021年3月31日	誕生日が 2014年4月2日～2017年4月1日までの障害のある子ども

※ 利用者負担以外の費用(出張費や、食費等の混在費で負担しているもの)は引き続きお支払いいただくことになります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

この料の障害児サービス事業所との間で、年齢を伝えるなどして無償化対象であることを事前に確認してください。

- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める

① 児童発達支援・放課後等デイサービスにおける医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

- 喀痰吸引等が必要な障害児に対する認定特定行為業務従事者による支援を評価する**医療連携体制加算（Ⅶ）**について、評価を見直すとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定可能とする

《医療連携体制加算（Ⅶ）》 【現行】 100単位／日

【改定後】 250単位／日

（※）主として重症児を支援する事業所の場合にも算定可能とする

- 主として重症心身障害児に対し支援を行う事業所の基本報酬について、定員による区分設定を、1人単位刻みから3人単位刻みとする。なお、同事業所の基本報酬については時間区分創設の見直しは行わない

- 医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に評価

新設《入浴支援加算》 55単位／回（月8回まで）

（※）放課後等デイサービスは70単位／回

- 送迎加算について、こどもの医療濃度等も踏まえて評価

《送迎加算》

【現行】 障害児 54単位／回

医療的ケア児 + 37単位／回

（※）医療的ケア区分による基本報酬の事業所のみ算定可
看護職員の付き添いが必要

【児童発達支援センター、主として重症児を支援する事業所の場合】

重症心身障害児 37単位／回

（※）職員の付き添いが必要

【改定後】

障害児 54単位／回 重症心身障害児 + 40単位／回

医療的ケア児 + 40単位 又は + 80単位／回

（※）医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可

【児童発達支援センター、主として重症児を支援する事業所の場合】

重症心身障害児 40単位／回

医療的ケア児 40単位 又は 80単位／回

（※）医療的ケア児については医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

（※）重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

80:医療的ケア児
16点以上の場合

- 居宅介護の特定事業所加算の加算要件（重度障害者への対応、中重度障害者への対応）に、医療的ケア児及び重症心身障害児を追加

- 共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合に評価

新設《共生型サービス医療的ケア児支援加算》 400単位／日

（※）看護職員等を1以上配置

② 保育所等訪問支援の充実

＜ケアニーズの高い児のインクルージョン推進＞

- 重症心身障害児等の著しく重度の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児へ支援を行った場合に評価

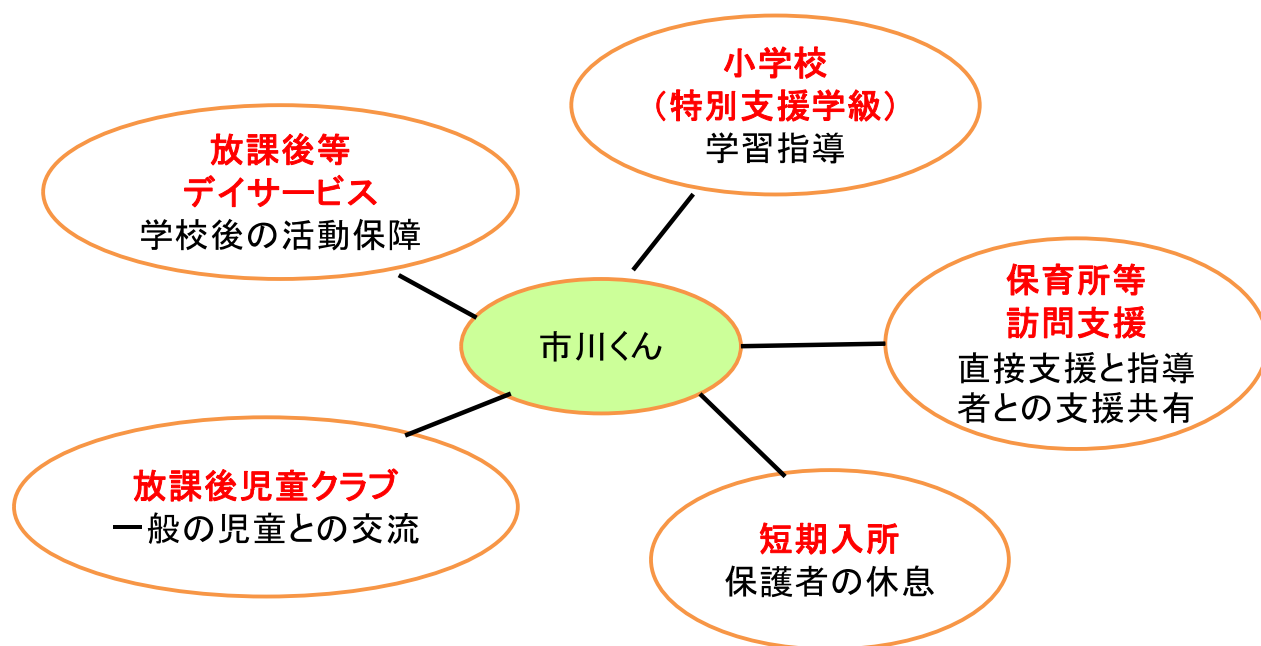
新設《ケアニーズ対応加算》 120単位／日

（※）訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を配置し、支援

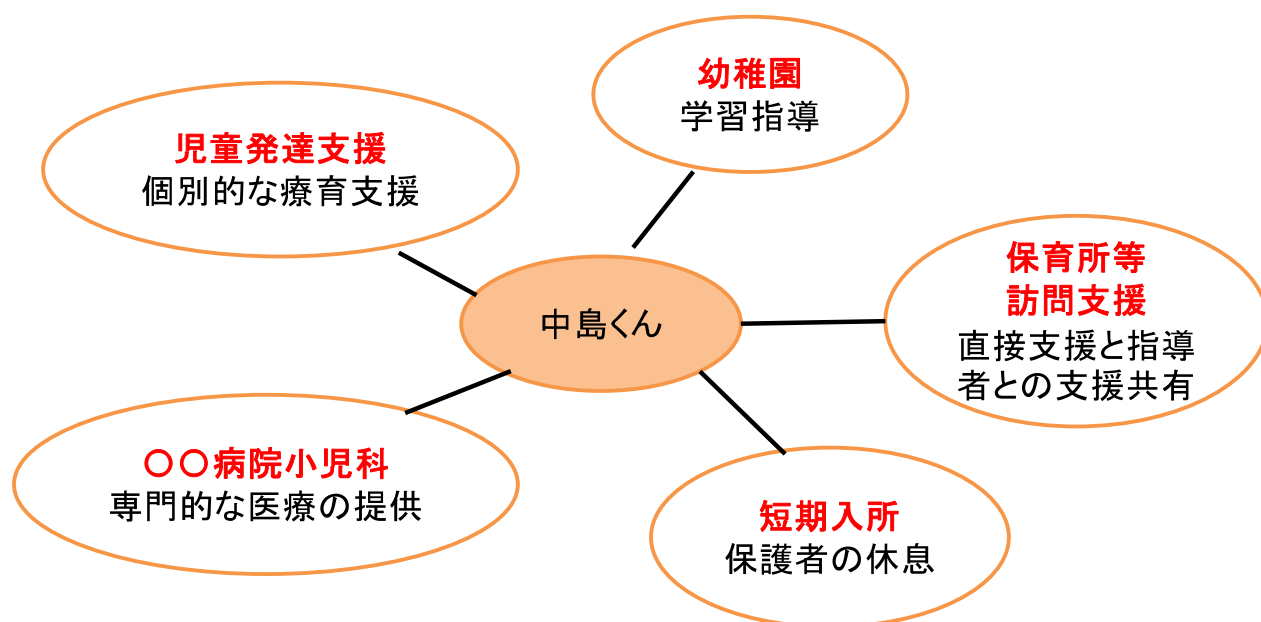
令和6年度障害福祉サービス等改定における医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実等

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位／日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位／日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】 30単位／日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】 80単位／日
	基本報酬の見直し （主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所）	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位／日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位／日 + 35単位／日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】 17単位／日
短期入所	福祉型強化短期入所の類型の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（障害児向け） 区分3 977単位／日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位／日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位／日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手法等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】 1,000単位／日（1回を限度）
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位／日、医療型 500単位／日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

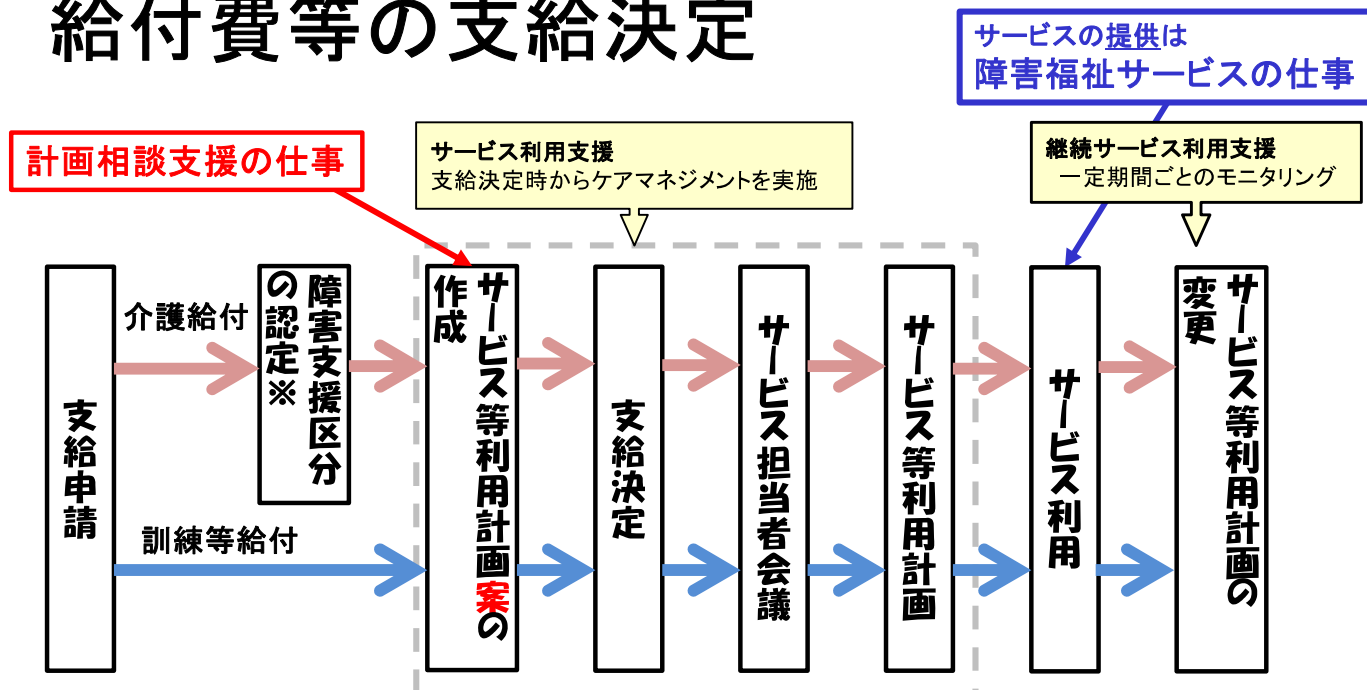
事例4: なかなかお友達と仲良くできない発達障害のある小学校1年生の市川勇人くん



事例5: 生活全般に支援が必要な重度障害のある5歳の中島純也くん



給付費等の支給決定



※障害支援区分

障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものとして厚生労働省令で定める6段階の区分。
「できる」「できない」だけでなく、障害によって「どの程度社会参加が妨げられているか」

地域生活支援事業(市町村)①

1, 自発的活動支援事業

障害者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する。

2, 障害者相談支援事業

障害者等方の相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

3, 地域活動支援センター

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型があり、精神保健福祉士を配置し、医療福祉地域社会との連携を図ったり、機能訓練や入浴等のサービス、通所の活動の援助を行うなどの役目がある。

4, 成年後見制度利用支援事業

制度の利用が有用と認められる知的・精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援する。

地域生活支援事業(市町村②)

5, 日常生活用具給付等事業

障害者等に対し、自立生活支援用具等を給与または貸与する。障害の種類と程度により給付用具が決められている。

6, 移動支援

屋外での移動が困難な障害者等について、移動支援を実施することにより社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

7, 訪問入浴サービス

地域における身体障害者の生活を支援するため、看護師等もしくは介護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護。

8, 日中一時支援

日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行う。

…以下省略…

地域生活支援事業(県事業)

1, 発達障害者支援センター運営事業

発達障害を有する障害児者に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、各般の問題について本人家族からの相談に応じ、適切な指導及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を図る。

2, 高次脳機能障害等支援普及事業

外傷性脳障害や脳血管障害等の原因により高次脳機能障害を発した方への支援に関する取り組みを普及定着させるための研修を行い高次脳機能障害者に対する支援体制の確立を図る。

3, 障害児等療育支援事業

在宅の障害児者の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図る。

4, 障害者就業・生活支援センター事業

職業生活における自立を図るために就業およびこれに伴う日常生活および社会生活上の支援を必要とする障害者に対し、雇用、保健、福祉、教育との関係機関との連携を図り、必要な支援を行うことにより雇用の促進と職業の安定を図る。

中核地域生活支援センター(千葉県独自)

制度のはざまや複合的な課題を抱えた子供、障害者、高齢者等など地域で生きづらさを抱えた方に対して、包括的な相談支援や関係機関への連絡調整を図る。24時間体制

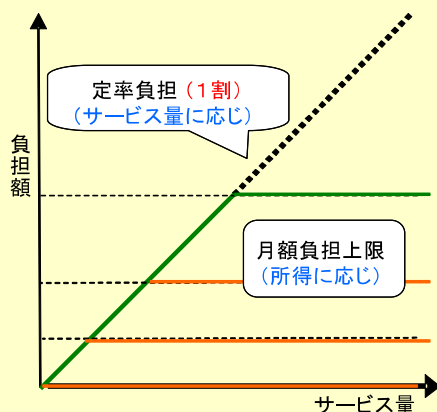
介護給付費等の利用者負担

障害福祉サービスを利用した利用者は、その費用の一部を負担することとされていますが、その負担額は、所得や状況に応じた減免・上限があります。

(1) 費用(月額)

- 食費・光熱水費等⇒利用者は原則、**実費相当額を負担。(減免あり)**
- 障害福祉サービスに通常要する費用⇒利用者は原則、**1割を負担。(上限あり)**

(2) 負担上限月額



障害者の場合

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税 非 課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 ・所得割16万円以上を除く(一般2) ・20歳以上の入所施設利用者を除く(一般2) ・グループホーム利用者を除く(一般2)	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

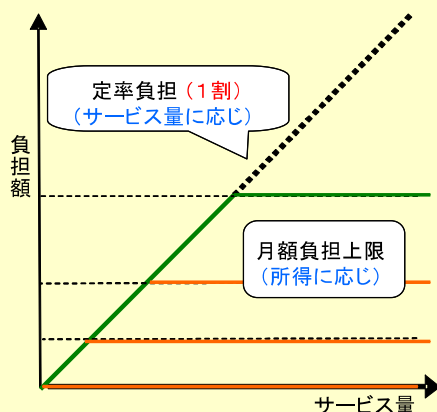
障害児通所給付費及び障害児入所給付費の利用者負担

障害福祉サービスを利用した利用者は、その費用の一部を負担することとされていますが、その負担額は、所得や状況に応じた減免・上限があります。

(1) 費用(月額)

- 食費・光熱水費等⇒利用者は原則、**実費相当額を負担。(減免あり)**
- 障害福祉サービスに通常要する費用⇒利用者は原則、**1割を負担。(上限あり)**

(2) 負担上限月額



障害児の場合

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税 非 課税世帯	0円
一般1	居宅で生活する障害児(無償化対象児童は除く) 20歳未満の施設入所している障害児	4600円 9300円
一般2	上記以外	37,200円

補装具費支給制度

1. 制度の概要

障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具について、その費用の一部を支給する。

2. 対象者

補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等

3. 実施主体

市町村

4. 申請方法等

障害者（障害児の場合は扶養義務者）が市町村長に申請し、補装具費の支給を受ける。

5. 費用負担

利用者が課税対象の場合の負担割合は1割で、上限額は月に37,200円。障害者年金しか収入のない方や生活保護対象者は負担額0円。

参 考

補装具の種目

〔身体障害者・身体障害児共通〕

義肢 装具 座位保持装置 盲人安全つえ 義眼眼鏡 補聴器 車椅子 電動車椅子 歩行器
歩行補助つえ（T字状・棒状のものを除く） 重度障害者用意思伝達装置

〔身体障害児のみ〕

座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具 等

21

自立支援医療制度

概 要

障害者（児）が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療について、当該医療費の自己負担額を軽減するための公費負担医療制度

※ 保険優先のため、通常、医療保険の自己負担分（3割）と上記の自己負担上限額の差額分を自立支援医療費により支給

実施主体：【更生医療・育成医療】市町村 【精神通院医療】都道府県・指定都市

支給決定件数：【更生医療】251,789件 【育成医療】32,100件 【精神通院医療】1,817,829件

※平成27年度

対 象 者

更生医療：身体障害者で、その障害の状態を軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者（18歳以上）

育成医療：障害児のうち、障害に係る医療を行わないときは将来において身体障害者と同程度の障害を残すと認められ、手術等により確実な治療の効果が期待できる者（18歳未満）

精神通院医療：精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者

対象となる医療の例

（更生医療・育成医療）

肢体不自由・・・関節拘縮 → 人工関節置換術

言語障害・・・口蓋裂 → 形成術

視覚障害・・・白内障 → 水晶体摘出術

聴覚障害・・・高度難聴 → 人工内耳埋込術

内臓障害・・・心臓機能障害 → ペースメーカー埋込手術 等

（精神通院医療）

精神科専門療法
訪問看護

22

その他の支援制度①

手当及び障害者年金

それぞれ該当する対象者が異なります。

障害児福祉手当

特別児童扶養手当（1級 ・ 2級）

特別障害者手当

経過的福祉手当

寝たきり身体障害者福祉手当

児童扶養手当

障害者年金（1級 ・ 2級）

障害者厚生年金の額は本人の収入等により決定する。

その他の支援制度②

その他の支援制度

- ・日常生活用具の支給
- ・住宅改造費助成
- ・難病指定、特定疾患医療費助成
- ・グループホーム等家賃助成
- ・福祉タクシー券助成
- ・駐車禁止除外標章
- ・所得税、住民税、自動車税等の軽減措置
- ・選挙の不在者投票制度
- ・公共料金、JR、私鉄、バス、航空機等の運賃の軽減
- ・有料道路等通行料金の軽減
- ・NHK放送受信料金の軽減 等